

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人鳥取クリエイティブプラットフォーム（以下「当法人」という。）が別に定める倫理規程の理念に則り、当法人に適用又は適用の可能性のある法令並びに当法人の定款その他の内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もって事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及び運営の原則を定め、社会的信用の向上に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人の役職員は、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 当法人の監事をコンプライアンス担当役員とする。

2 当法人に、以下の各号の委員からなるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス施策の検討等を行う。

(1) コンプライアンス担当役員

(2) コンプライアンス担当役員が指名し、総会で承認された会員 1名以上

(3) コンプライアンス担当役員が指名し、総会で承認された外部有識者 1名以上

3 コンプライアンス委員会には、前項各号の委員のほか、コンプライアンス担当役員が必要と認め、総会で承認された者を加えることができる。

4 コンプライアンス委員会の議長はコンプライアンス担当役員が務める。

5 コンプライアンス委員会の事務は当法人の事務局が担い、事務局長及び事業担当職員がその事務を分掌する。

(コンプライアンス違反事案の対応)

第4条 コンプライアンスに関する不正発生時には、コンプライアンス担当役員を統括責任者とし、コンプライアンス委員会において以下の対応を行う。

(1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討

(2) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定と確実な実施

(3) 本項第1号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに前号の処分及び再発防止策の公表

(4) その他コンプライアンス担当役員が必要と認める事項

(報告、連絡及び相談ルート)

第5条 当法人の理事及び職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、別に定める「内部通報規程」に基づき、速やかにコンプライアンス担当役員に通報する。

2 コンプライアンス担当役員は、前項の通報でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

3 コンプライアンス担当役員は、前項の調査、対応に際しては、当該事案に関与していない職員にその事務を担当させることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、代表理事がコンプライアンス担当役員との協議及び理事会の審議を経て行う。

付 則

この規程は令和6年11月8日から施行する。